

令和 7 年度日立市観光産業育成支援事業補助金交付要綱

（目的）

第 1 条 この要綱は、本市の観光産業及び地域経済の活性化を目的とし、来訪者の利便性の向上や関係人口、交流人口の増加を図るための安全で快適な宿泊環境を整える民間宿泊施設、観光客の受入環境を整える観光関連施設を支援するため、事業に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することについて、日立市補助金等交付規則（昭和45年規則第42号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助対象事業及び補助対象要件）

第 2 条 補助対象事業は、次の各号に掲げるものをいう。

（1） ホテル等快適化改修支援事業

旅館業法（昭和23年法律第138号）第 2 条第 2 項に規定する旅館・ホテル営業又は同条第 3 項に規定する簡易宿泊所営業であって、部屋数が25室未満又は収容人数が50人未満である市内の宿泊施設（従業員のための福利厚生施設及びその関連施設並びに風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第 2 条第 6 項第 4 号に該当する施設を除く。）において、別表 1 に掲げる整備を行う事業をいう。

（2） 観光誘客及び広報宣伝に係る支援事業

一般社団法人日立市観光物産協会の正会員が営む市内の施設（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 2 条に該当する施設を除く。）において、別表 2 に掲げる整備を行う事業をいう。

2 同一事業者が、同一年度において、第 1 項第 1 号又は第 2 号に係る補助金の対象とすることのできる事業は、別表 1 又は別表 2 に掲げる整備種目のうちいずれか一つとする。

3 本要綱に基づく補助金以外に補助金等の交付を受けている、又は受ける予定がある事業は、補助の対象外とする。

（補助対象者）

第 3 条 補助金の交付を受けることができる者は次の各号に該当する者とする。

（1） 日立市暴力団排除条例（平成24年条例第 1 号）第 2 条各号に該当しない者

- (2) 市民税、都道府県民税、法人市民税、固定資産税、都市計画税又は軽自動車税に滞納がない者
 - (3) 令和 8 年 3 月 31 日までに補助対象事業を完了することができる者
 - (4) 補助対象施設を借用している又は借用しようとしている者で、補助対象事業の実施について補助対象施設の所有者の承諾が得られる者
- (補助金の額)

第 4 条 第 2 条第 1 項第 1 号又は第 2 号の補助金の額は、別表 1 又は別表 2 のそれぞれの補助対象経費の欄に掲げる経費に補助率の欄の率を乗じた額（当該額に 1,000 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、その限度額は、補助限度額の欄に掲げる額とする。

(申請期限)

第 5 条 補助金の交付を受けようとする者は、令和 7 年 9 月 30 日（火）までに交付申請書等を市長に提出しなければならない。

(交付の申請)

第 6 条 補助金の交付の決定を受けようとする者は、規則第 4 条に定める交付申請書に、別表 3 の事業種目の欄の区分に応じ、それぞれの添付書類の欄に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第 7 条 補助金の交付を受けた者は、補助事業が完了したときは、事業完了の日から起算して 30 日を経過した日又は令和 8 年 3 月 31 日のいずれか早い日までに、規則第 6 条の 2 に定める実績報告書に、別表 4 の事業種目の欄の区分に応じ、それぞれの添付書類の欄に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(その他)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 7 年 5 月 30 日から適用する。

別表1 ホテル等快適化改修支援事業

整備種目	補助対象経費	補助率	補助限度額
サイクリストにやさしい宿整備	安全な自転車の保管場所整備に係る経費、洗濯機設置に伴う給排水工事に係る経費、「サイクリストにやさしい宿」の認定に必要な施設整備に係る経費	2/3	20万円
ワーケーションの実践及び公共無線LAN等に係る整備	(1) パソコン・タブレット等の端末機器、ソフトウェア導入経費等のワーケーションの実践を目的とした機器等の導入に係る経費（※） (2) 無線LANルーター、ケーブル等の機材の購入費、設置費等の施設内の公共無線LAN整備に係る経費（※） (3) 施設整備に係る電源又は照明の設置等の工事、設備の新設又は改修等のワーケーションルームの整備に係る経費 ※ 機器のレンタルに要する費用、プロバイダ料金、修繕費、その他維持管理に係る経費を除く。		10万円
バリアフリー化に係る整備	トイレの洋式化、手すり設置、段差解消等の施設のバリアフリー化の整備に係る経費、ユニバーサルツーリズムを推進した整備経費		
キャッシュレス決済機器導入整備	施設内のキャッシュレス決済機器の導入に係る経費（機器のレンタルに要する費用、売上の振込手数料、通信料、その他維持管理に係る経費を除く。）		

※ 工事を要する整備で、市外に事業所を有する法人又は市外の個人事業主が施工した場合は、補助率を1/3とする。

別表 2 観光誘客及び広報宣伝に係る支援事業

整備種目	補助対象経費	補助率	補助限度額
おもてなし向上のための整備	多様な観光客おもてなしの向上についての研修会、講演会の実施に係る消耗品費、会場費、講師の旅費、委託料等の経費	10/10	10万円
多様な文化に対応するための整備	多様な食習慣（ヴィーガン、ベジタリアン、ハラル等）に対応するためのメニュー作成についての食材費用、広告宣伝費等に係る経費	1/2	
多言語化によるホームページ及び施設内表示物の整備	外国語表記のホームページ、案内表示板、誘導板、パンフレット等の作成又は更新に係る経費		
その他、外国人観光客の受入に有効と認められるものの整備	外国人観光客の受入に有効と認められるものに係る経費		

別表 3 申請書に添付する書類

事業種目	添付書類
ホテル等快適化改修支援事業	(1) 補助対象経費の内訳が分かる見積書の写し (2) 工事予定箇所の設計書 (3) 法人の登記事項証明書（個人の場合は、住民票の写し） (4) 旅館業法の営業を許可していることが分かる書類の写し (5) その他事業内容を確認するために必要な書類
観光誘客及び広報宣伝に係る支援事業	(1) 補助対象経費の内訳が分かる見積書の写し (2) 外国語表記による案内表示板又は誘導板の整備に係る計画図（当該整備を行う場合に限る。） (3) 法人の登記事項証明書（個人の場合は、住民票の写し） (4) その他事業内容を確認するために必要な書類

別表 4 実績報告書に添付する書類

事業種目	添付書類
ホテル等快適化 改修支援事業	(1) 補助対象経費の領収書又は支払を証明する書類の写し (2) 補助対象経費の内訳が分かる書類（請求書又は見積書）の写し (3) 工事施工者が発行した工事完了報告書の写し (4) 工事完了前後の写真 (5) その他事業内容を確認するために必要な書類
観光誘客及び広 報宣伝に係る支 援事業	(1) 補助対象経費の領収書又は支払を証明する書類の写し (2) 補助対象経費の内訳が分かる書類（請求書又は見積書）の写し (3) 整備箇所が分かる写真（施設内表示物の整備をした場合に限る。） (4) 成果物（印刷物を作成した場合に限る。） (5) ホームページ画面の写し（ホームページを作成した場合に限る。） (6) メニュー、料理等の写真（メニューを作成した場合に限る。） (7) その他事業内容を確認するために必要な書類